

令和7年度

「土地改良事業等に係る調査測量設計  
業務の価格積算要領」の訂正（第2回）

設 計 編

[15] 建築設計業務等積算基準



正 誤 表 ( 第 1 回 )

正	誤	備 考
<p>[15] 建築設計業務等積算基準</p> <p>1 設計業務等積算基準 【省略】</p> <p>2 設計業務等積算要領</p> <p>第1章 総則</p> <p>1 基本事項 【省略】</p> <p>2 設計業務等委託料の積算に関する事項</p> <p>2－1 業務人・時間数 【省略】</p> <p>2－4 諸経費率</p> <p>諸経費率は、<u>1.1</u>を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章 4または7による場合の諸経費率は、1.0を標準とする。</p> <p>2－5 技術料等経費率</p> <p>技術料等経費率は、0.15を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章 4または7による場合の技術料等経費率は、0.2を標準とする。</p> <p>【省略】</p>	<p>[15] 建築設計業務等積算基準</p> <p>1 設計業務等積算基準 【省略】</p> <p>2 設計業務等積算要領</p> <p>第1章 総則</p> <p>1 基本事項 【省略】</p> <p>2 設計業務等委託料の積算に関する事項</p> <p>2－1 業務人・時間数 【省略】</p> <p>2－4 諸経費率</p> <p>諸経費率は、<u>1－2</u>を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章 4または7による場合の諸経費率は、1.0を標準とする。</p> <p>2－5 技術料等経費率</p> <p>技術料等経費率は、0.15を標準とする。ただし、業務人・時間数の算定方法が第2章 4または7による場合の技術料等経費率は、0.2を標準とする。</p> <p>【省略】</p>	字句の改正